

電話による法律相談 無料

期 毎週火曜日(祝日を除く、火曜日平日が月5回ある場合は第4週まで)
時 午後1時~4時。相談時間は1人20分
内 各区で開催していた法律相談(面談)を電話相談に変更して実施中
対 市内に住む方 **定** 各16人(先着順)
申 6月7日から電話で熊本県弁護士会相談センター(予約専用 ☎325-0020 平日午前9時~午後5時)へ
 (広聴課 ☎328-2075)

子育て・教育

児童手当の現況届をお送りします

因 6月上旬に「現況届」を送付しますので、6月中に提出してください ※出生や転入があった方は、出生日または前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請が必要です。期限を過ぎると手当を受給できない期間が発生しますのでご注意ください。 ※公務員の方は、職場で申請してください **因** 児童手当受給者の方(令和3年5月以前から本市で手当を受給している6月以降も引き続き受給する方)
因 区役所保健子ども課、総合出張所(子ども支援課 ☎328-2158)

令和3年度「子育て支援優良企業」を募集しています

因 結婚、妊娠・出産、子育てなどの家庭生活と仕事の両立ができる、働きやすい職場環境づくりを進めている企業を「子育て支援優良企業」として認定し、さらなる取り組みの推進を応援

しています **申** 7月30日まで
 詳しくは、市ホームページへ。

子育て支援優良企業 検索

(子ども政策課 ☎328-2156)

児童家庭支援センターを開設しました

18歳未満のお子さんの子育てについて、専門のソーシャルワーカーや心理療法担当職員が相談に応じています。子育てに関する不安の解消や、支援を必要とするお子さんや家庭のサポートを行うため、24時間365日電話相談に応じるほか、児童相談所や区役所などの関係機関と連携した支援を行います。

詳しくは、児童家庭支援センターアグリ(☎227-6824)へ。

(子ども政策課 ☎328-2156)

教育委員会会議の傍聴者募集

因 6月24日(木) 午後2時~ **場** 教育センター2階 **定** 10人 **申** 当日午後1時半~1時45分に直接教育センター2階へ

※審議内容は市ホームページに掲載。
 ※YouTubeにてライブ配信を行います。
 (教育政策課 ☎328-2704)

ふくし・けんこう

熊本市こくほ・こうきコールセンターを利用しませんか

因 国民健康保険と後期高齢者医療保険の手続きや保険料についての問い合わせに対応します

【熊本市こくほ・こうきコールセンター】

☎326-5900(平日午前8時半~午後5時15分)

※利用には通話料がかかります

(国保年金課 ☎328-2270)

指定難病医療受給者証の更新申請

期 6月1日(火)~7月16日(金) ※受付期間を過ぎてても有効期間内であれば申請可。 ※受付期間終盤は窓口が混雑しますので、早めの受付をお勧めします

因 指定難病医療受給者証の有効期限は毎年9月30日までです。10月以降も受給者証が必要な場合は更新の手続きが必要です

※令和2年度は、有効期間の延長措置により1年間の自動延長となっていました。令和3年度は通常通りの取り扱いになります。

※詳しくは5月末発送予定の更新のお知らせと同封されるリーフレットを確認ください。

※申請に必要な臨床調査個人票(診断書)は作成に時間を要する場合があります。事前に病院へ相談の上、早めに準備ください。

持 更新申請書、臨床調査個人票(診断書)、健康保険証、他必要書類 **申** 区役所福祉課

詳しくは、市ホームページ「熊本市指定難病」で検索。

(医療政策課 ☎364-3300)

寝具の丸洗い乾燥殺菌サービス(年1回限り)

対 市町村民税非課税世帯で、本人や家族が寝具類を干すなどの衛生管理が困難な、次のいずれかの条件を満たす

在宅生活の方

①おおよね65歳以上の単身世帯および高齢者のみの世帯で心身の障がいや病気などの方

②身体障害者手帳(1,2級)または療育手帳(A1,A2)、精神保健福祉手帳(1級)をお持ちの方

持 印鑑、障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳(障がいがある方のみ)

申 6月1日~30日に区役所福祉課、総合出張所、高齢者支援センターささえりあへ

詳しくは、区役所福祉課、または高齢者支援センターささえりあへ。

(高齢福祉課 ☎328-2963)

負担限度額認定の更新手続きをお忘れなく

因 介護保険施設入所と短期入所の食費・居住費の負担限度額認定証を交付しています。すでに認定証の交付を受けている方は更新手続きを、また新たに入所が決まった方で対象になる方は、利用日までに申請してください

持 介護保険被保険者証(本人および配偶者)、前回の負担限度額認定証、夫婦名義のすべての通帳・有価証券等の残高がわかるもの **申** 6月8日~7月30日に区役所福祉課または総合出張所へ ※現在の認定証の使用期限は7月31日まで

※制度改正により、令和3年8月1日から、負担軽減の程度が収入および預貯金額等に応じて、下記の段階に変更になります。

負担段階	対象者 ※()内は夫婦の場合
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・預貯金額 1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下 ・預貯金額650万円(1,650万円)以下
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 ・預貯金額550万円(1,550万円)以下
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 ・預貯金額500万円(1,500万円)以下

因 各区福祉課、介護保険課(介護保険課 ☎328-2347)

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

因 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のために仕事をすることができなかった期間で一定の要件を満たした場合、傷病手当金を支給します。申請には事業主等の証明が必要です

職場実習・体験、キャリア支援講座等に参加した就職氷河期世代の方に奨励金を支給します

交付金額 【日額】1日ごとの参加総時間数に800円乗じた額(上限5,000円)

【総額】日額ごとに算出された金額の合計額(上限7万円)

対象 就職氷河期世代(おおむね35歳~55歳未満)の市内居住者であって次のいずれかに該当する方のうち、ハローワークが取り組む就職氷河期世代の職場実習・体験および本市が実施する就職氷河期世代へのキャリア支援講座等に参加する方

- (1) 正社員での就職を希望しているものの非正規雇用などの不安定な就労状態にある方
- (2) 企業での就業経験等が不足している状況にある方
- (3) 離職から期間が経過している方

詳しくは、市ホームページへ。



(しごとづくり推進室 ☎328-2377)

就職氷河期世代(おおむね35歳~55歳未満)を対象にした職場実習・体験がはじまります

就職氷河期世代「職場実習・体験」は、現在も不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。(※安定就労に向けて、就労経験や職場体験を積んでいただくためのものであり、実習終了後に、受け入れ先事業所での雇用が確保されているものではありません。)

職場実習・体験事業の内容

本人の希望や職歴などを伺った上で、ハローワークにて実習期間や実習内容を調整します。

受け入れ先事業所では、業務に精通した従業員が担当となって業務指導を行います。

実習期間中に職場環境などに不安を感じた場合、ハローワークの専門職員へ相談ください。電話や事業所訪問などによりフォローします。

問い合わせはハローワーク熊本(☎371-8609)へ。

市外局番 096 を省略しています ●「〒860-8601」は市役所専用番号です。住所の記載なしで郵便物が届きます。

庭木1本から承ります!

早く! きれいに! お得に!

お客様とのお約束

- ★ 庭木1本より明瞭料金
- ★ 土日でもOKです
- ★ トイレはお借りしません
- ★ お茶はご遠慮します

植木のプロフェッショナルがお伺いします!

市政だよりをご覧の方へ

生垣剪定幅1m(高さ2m) 通常 2,200円を (税込)

先着10名様 1,100円

営業時間 9:00~17:00 【熊本中央店】熊本市中央区出水5-10 【熊本玉名店】玉名市大倉314 【熊本東店】上益城郡益城町下陳985

ガーデンエクスプレス ☎0120-61-4128

くまもと市政だよりへの広告(後半ページ下欄)を募集中。販売代理店の(株)ホープ(☎092-716-1401)へ。 ※広告内容などは本市が推奨するものではありません。